

## 加害行為から身を守る

広報室囑託 平岡 敦 (55期) ●Atsushi Hiraoka

### 1. はじめに

弁護士業務には、いろいろなリスクがつきものです。情報セキュリティのリスク、弁護士倫理上のリスク、そして物理的な加害行為によるリスク。今回は、物理的な加害行為によるリスクへの対処方法について、まとめてみたいと思います。ちなみに、筆者は、情報セキュリティのリスクについては学んだことがあります。物理的な加害行為によるリスクについては専門的に学んだことはありません。したがって、各種文献、ネット上の情報に依存していることをあらかじめご了解ください。

情報セキュリティの世界では、リスクに対処する方法には4つの方法があるとされています。①回避、②低減、③保有、④移転です\*1。

### 2. リスクの回避

まず、リスクに対処する方法として一番確実なのは、リスクを回避することです。情報セキュリティの世界で言えば、インターネット経由の攻撃に対処する方法として最も確実なのは、インターネットに接続しないことです。

これを物理的な加害行為への対処に置き換えて考えると、まず危険な人や団体と接触しないことが肝心と言えます。具体的には、危険な事件を受任しない、危険な人とは面談しない（手紙、電話、メールなどでやり取りする）などといった方法が考えられます。そして、危険な人との接触を避けるための手段として、セキュリティ対策のしっかりしたビルに入る、事務所入り口の施錠を行う、入口に防犯カメラを設置するなどの手段が考えられ

ます。

通販サイトで「防犯カメラ」を検索すると、1万円台から実用的な防犯カメラが販売されていることが分かります。無線LANでパソコンと接続できるものもあり、事務所内のパソコンでカメラ映像を確認することができます。また、電源が取れないところにも設置できる、電池式や充電式のものもあります。



しかし、弁護士という仕事の性質上、リスクを回避してばかりもいられません。リスクがあっても、事件を受任しなければならないこともありますし、人に会わなければならないこともあります。

### 3. リスクの低減

リスクがあっても、それに立ち向かわざるを得ないときに取るべき対処方法が、リスクの低減です。リスクの低減とは、リスクをもたらす脅威を発生させる可能性を低減することを意味します。情報セキュリティであれば、パソコンにセキュリティ対策ソフトウェアを導入するなどといった対策です。

これを物理的な加害行為への対処で考えてみると、一人では会わない、相手を興奮させない、相手との距離を取るなどの方法が考えられます。

#### (1) 一人で会わない

一人で会わないことは非常に重要だと考えられます。まずこちらが複数だと、相手は加害行為を開始することが困難です。さらに、

\*1 情報処理推進機構「情報セキュリティマネジメントとPDCAサイクル〜リスクへの対応」<https://www.ipa.go.jp/security/manager/protect/pdca/risk.html>(平成27年10月28日時点)

実際に加害行為が始まったときでも、複数であれば誰かが助けを呼ぶことができます。

### (2) 相手を興奮させない

相手を興奮させないことも重要です。クレーマー対策の本などに書かれている、クレーマーを興奮させない方法としては、①相手の言っていることをよく聞き、事実関係の把握に集中する、②こちらはゆっくり話す、③余計なことは言わない、などが挙げられています。

### (3) 相手との距離を取る

相手との距離が近いと心理的な圧迫感が生じ、相手の興奮を誘発しかねません。相手との



距離を取れば、相手が加害行為を開始した際にも逃げる余裕が生まれます。したがって、できるだけ広い会議室を使い、テーブルを挟んで座ることが肝心です。

### (4) 加害行為が発生してしまったら

以上のような対策を取っても、実際に加害行為が発生してしまった場合は、どうすればよいのでしょうか。

#### ア 逃げる

一番リスクを避けることができる対処方法は、とにかく逃げることです。そのためには、会議室ではドアに近いところに座る必要があります。逃げるためには体力も必要です。逃げるための体力の要素としては、脚力と心肺能力があります。脚力は簡単には付きません。ただ、少なくとも足がもつれないようにするためには、その場ダッシュ（サッカーの試合で途中から出場する選手がフィールドの外でやっているあれです。）が有効です。心肺能力を鍛えるためには、心拍数を上



げる運動を行うことが有効です。具体的にはエアロバイクが有効です。エアロバイクは運動強度を変えられますので、息が上がる程度で20分ほどこぎ続ければ、比較的容易に心肺能力を鍛えられます。健康維持にも有効です。

#### イ 声を上げる

声を上げることで、助けを呼んだり、ほかの人にも逃げる余裕を与えたりすることができます。しかし、実際には声が出ないということもあります。そういうときは「○○さん」と声が聞こえるところにいる人の名前を呼ぶことにしておけば、声が出やすいものと思われれます。加害行為者に第三者がいることを気付かせる効果もあります。

#### ウ 荷物を使う

カバン、記録、本など手近にあるものを防御に使うことが考えられます。身の前に掲げてもいいですし、投げつけてひるませてその隙に逃げるという方法も考えられます。

#### エ 防犯グッズを使う

あらかじめ防犯グッズを用意することも考えられます。最も有効なものは、相手との距離を確保しつつ使えるものです。具体的には催涙スプレーが手頃です。通販サイトで「催涙スプレー」を検索すると、3,000円前後の商品が多数販売されていることが分かります。筆者も購入して試してみましたが、非常に強力な作用を有しています。密室で噴射すると、その部屋の中にいる人間は、目が開けられず、のどが痛くて息もできません。すぐに換気をして、しばらくの間は部屋が使用不能になります。使用する側にも大きな影響があるので、軽々に使用しないように注意してください。



そのほかにもセキュリティグッズとして警棒、スタンガン、護身用ボールペンなどがありますが、いずれも奪われて相手の武器にもなりかねないリスクを孕んでいます。

さらに、いずれも加害行為に使用するものですから、その所持自体が軽犯罪法1条2号に該当する可能性があります。なお、最一小判平成21年3月26日（判タ1296号141頁）では、催涙スプレーを護身用に所持することが同号に触れないかが争われましたが、同号の「正当な理由」にあたるとして無罪となりました。

### オ 護身術を使う

いよいよ最後に体どうしが接触してしまった場合の対処方法としては、なんらかの護身術で対処することが考えられます。ただし、これも相手を倒すためではなく、相手をひるませてその隙に逃げるためのものと考えべきです。必要以上に加害すると、過剰防衛となるおそれがあります。また、知識だけでは実際に使うことができないので、護身教室などに通うことが考えられます。知識としては、警備保障会社であるALSOK（総合警備保障株式会社）のホームページにある「ALSOK護身術」を習ってみた<sup>\*2</sup>が分かり易くて有効です。



### 4. リスクの保有

今まではリスクを回避したり軽減したりというリスクにさらされない方法を追求してきました。しかし、リスクの影響力が小さいときには、敢えて対策を取らないで許容範囲内

として受容することも考えられます。そのようなケースを、リスクの保有と言います。

弁護士活動においては、リスクは大なり小なりつきものですから、ある程度のリスクは保有せざるを得ないのでしょうか。しかし、許容範囲を超えると感じたら、上記のリスクの回避または低減措置を講じることが必要となります。

### 5. リスクの移転

リスクの移転とは、リスクを第三者に移すことです。情報セキュリティで言えば、情報漏えい保険に加入したり、情報の保管を専門業者に委託したりといった方法が考えられます。

これを物理的な加害行為によるリスクで考えてみると、不幸にして加害行為に遭ってしまった場合に治療費や休業損害を補償してもらえるような保険に加入することが考えられます。具体的には、弁護士所得補償保険、弁護士傷害補償保険などへの加入が考えられます。詳しくは、東京都弁護士協同組合のホームページ<sup>\*3</sup>をご覧ください。

また、複数人での受任もリスク移転の1つの方法と言えます。一人で対処すると相手の感情のやり場も一人に集中します。複数で受任して対応することで、相手の矛先を分散することが可能となります。

### 6. さいごに

物理的な加害行為への対処方法を、リスクの回避、低減、保有そして移転という観点で分類して述べてきました。弁護士という職業はリスクに近づかざるを得ない職業です。だからこそ、不必要なリスクを回避し、必要なリスクについては軽減し、保有してよいリスクを見極め、最悪の事態に備えてリスクを移転するという心構えが必要です。 NIBEN

\*2 <http://www.alsok.co.jp/person/tellme/09/>

\*3 <http://www.tokyo-law.com/service/hoken/hoken.html>